

【マレーシア】新型コロナウイルスの影響による知財庁業務の閉庁について（続報 4）

2020 年 4 月 28 日
ジェトロ・バンコク事務所

4 月 14 日付で、マレーシア知財公社（MyIPO）は閉庁期間を 4 月 28 日まで延長することを発表していたところ、マレーシア国内の移動制限期間が 5 月 12 日まで延長されたことに伴い、同日まで窓口業務を閉庁することを発表した。延長に伴い、MyIPO が公表している業務状況一覧表も更新された。主なポイントは以下のとおり。

- ・ 特許、商標及び意匠の優先権主張を伴う紙での出願は 5 月 18 日まで期限が延長。（なお、移動制限解除後の初日に当たる 2020 年 5 月 13 日に 出願することが推奨。）
- ・ その他の期限については 6 月 1 日まで延長。
- ・ 手続の期限延長に加え、商標関連料金の支払いを、銀行もしくは銀行間のオンライン振替で可能にする。

情報公開日
2020 年 4 月 27 日

URL 等

<https://www.facebook.com/ipmalaysia/photos/a.10151786273078673/10157963840938673/?type=3&theater>

<http://www.myipo.gov.my/wp-content/uploads/2020/04/Practice-Direction-1-2020.pdf>

以上

本内容は、日本貿易振興機構が 2020 年 4 月現在、独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。